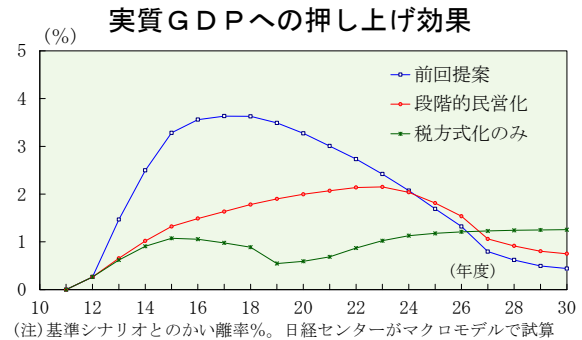


2012年4月16日公表

活力と希望呼び込む税・年金改革を（２）* 段階的改革も選択肢、まず「税方式化」着手を

当センターは昨年5月、基礎年金（1階部分）の税方式化、報酬比例（2階）部分の民営化（積立方式移行）を柱とする税・年金改革を提案した。今回はこれに加え、より漸進的な2案をあわせて提示する。①前回提言では即時移行としていた2階部分民営化を段階的に進める、②改革を1階の税方式化だけにとどめる、の2つである。いずれの場合も消費税引き上げ・法人税減税を組み合わせる。マクロモデルによる試算の結果、いずれの場合も中長期的な財政中立（歳出入の変化が同額）を維持しつつ、経済活力を高められることがわかった。



現在の年金保険料は税と同質化している。現役世代の負担はこの先さらに重くなる。若年層が未来に希望を持てるように、保険料は廃止すべきだ。即時が難しければ段階的でもよく、1階部分の税方式化だけでもよい。年金改革は財源論が先行しがちだが、成長促進の視点が欠けると途中で頓挫する恐れが大きい。税・社会保障改革は、活力と希望を呼び込むことを主眼に置くべきだ。まずは1階部分の税方式化に着手するよう訴えたい。

昨年 5月の 提言	<p>(1) 基礎年金（1階部分）の税方式化、報酬比例（2階）部分の民営化（積立方式移行）を即時に実施。消費税引き上げと法人税減税を段階的に実施。</p> <p>(2) マクロモデルを用いた試算によれば、中長期では財政中立（歳出入の変化が同額）を保ちつつ、年金改革や法人減税を先行させることで国内総生産（GDP）を押し上げ。</p> <p>(3) 民営化に伴う二重の負担（高齢者向け給付の財源を負担しながら、現役世代が自分の将来にも備えて積み立てる）を回避するための財源を恒久債発行で肩代わりする。政府債務残高が膨らむという課題が残る。</p>
今回の 提言	<p>より漸進的な選択肢として、以下2案を検討。</p> <p>① 2階部分相当の保険料廃止を「即時」ではなく段階的に進める。</p> <p>② 2階部分はそのままとし、改革を基礎年金の税方式化だけにする。</p> <p>(1) いずれの場合にも、法人税の実効税率を約10ポイント引き下げ、中長期で財政中立を保つよう消費税の引き上げを進める。</p> <p>(2) 両ケースとも内需の拡大によって向こう10年間のGDPが拡大。</p> <p>(3) 財政赤字拡大は前回提言より小幅。政府債務比率は②では最終的に改善も。</p>

* 本提言は岩田一政理事長、猿山純夫主任研究員、高久玲音・医療経済研究機構研究員（3月まで日経センター研究員）、で取りまとめた。

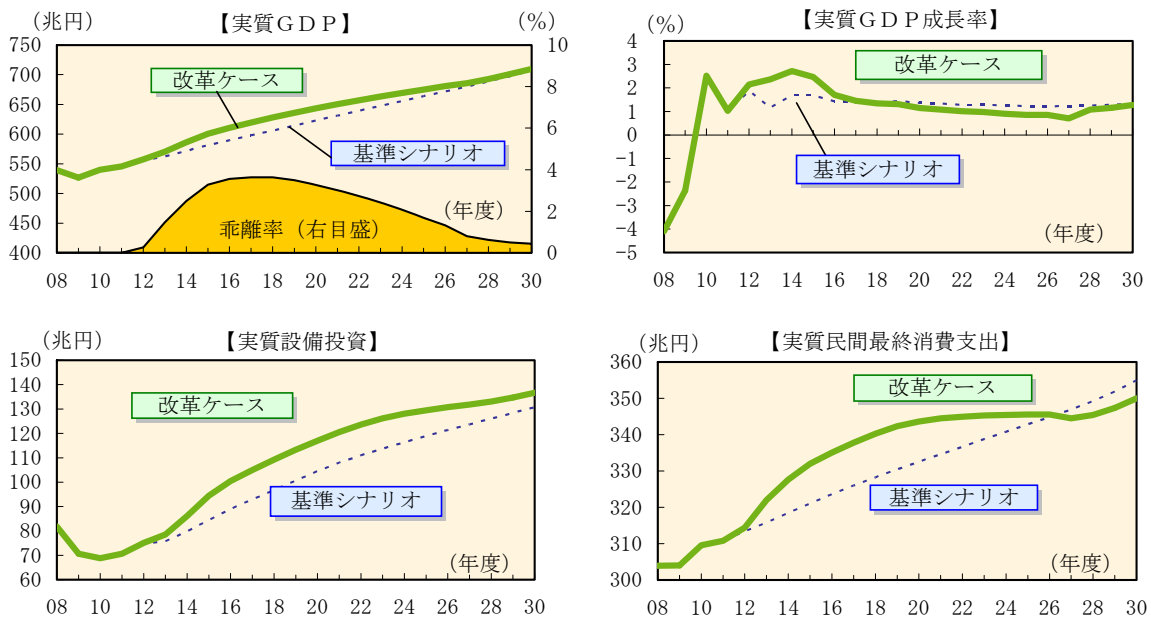
1. 即時保険料廃止案（2011年5月公表）——成長加速しデフレ解消

日経センターが昨年5月に提案した社会保障・税の一体改革案では、基礎年金部分を税方式化、2階部分を民営化することにより、年金保険料を廃止することを提案した（以下、A案）。まず、この即時保険料廃止案を振り返り、議論を整理したい。具体的には、次のような一連の改革を行った場合の経済効果を分析した。

- ① 基礎年金（いわゆる1階部分）の税方式移行と厚生年金・共済年金の報酬比例部分（2階）の民営化（これにより年金保険料はゼロになる）
- ② 法人実効税率を22年度に向け10%引き下げ、約26%に
- ③ 消費税率を1%ずつ引き上げ、27年度に向け20%に

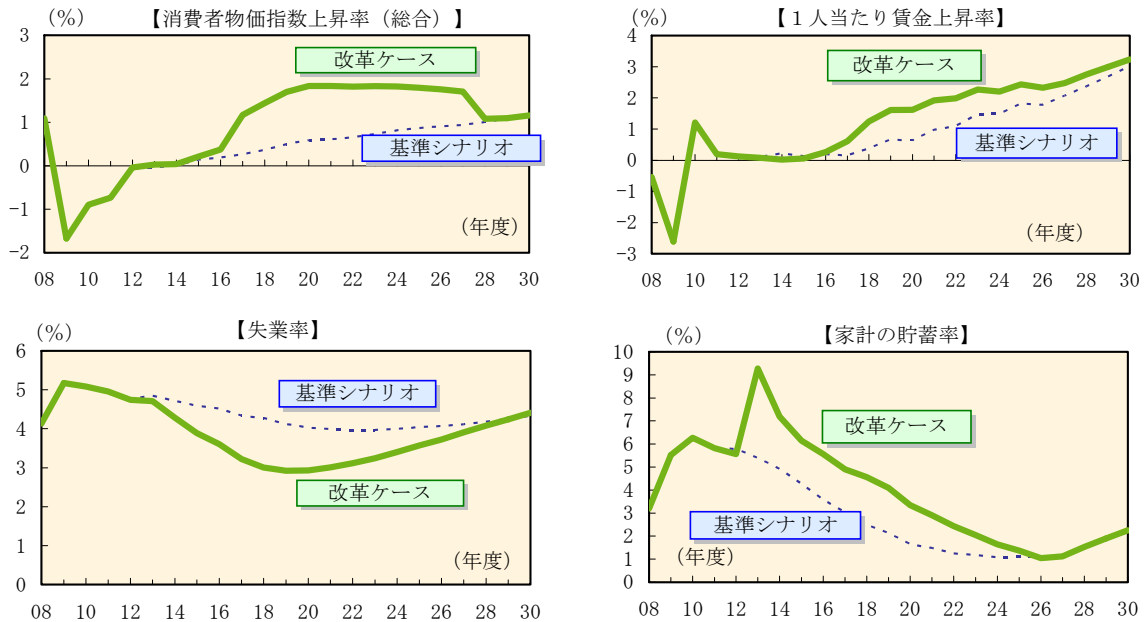
改革は13年度スタートと想定した。これらをマクロモデルに織り込んで試算すると、実質国内総生産（GDP）は改革を実施しなかったケース（基準シナリオ）を最大3.6%上回る（図1）¹。年金保険料の廃止で企業負担が大きく減るのが主因で、余力の増した企業は設備投資を積み増すと同時に、賃金引き上げや人員の採用も積極化する。これにより、家計所得が拡大し、個人消費も増える。賃金が上向き始めるため、人件費のウエートが高いサービス価格などを中心に消費者物価も高めの上昇率を示す。成長が加速し、デフレも解消する姿になる。

図1 即時保険料廃止（A案）の経済効果



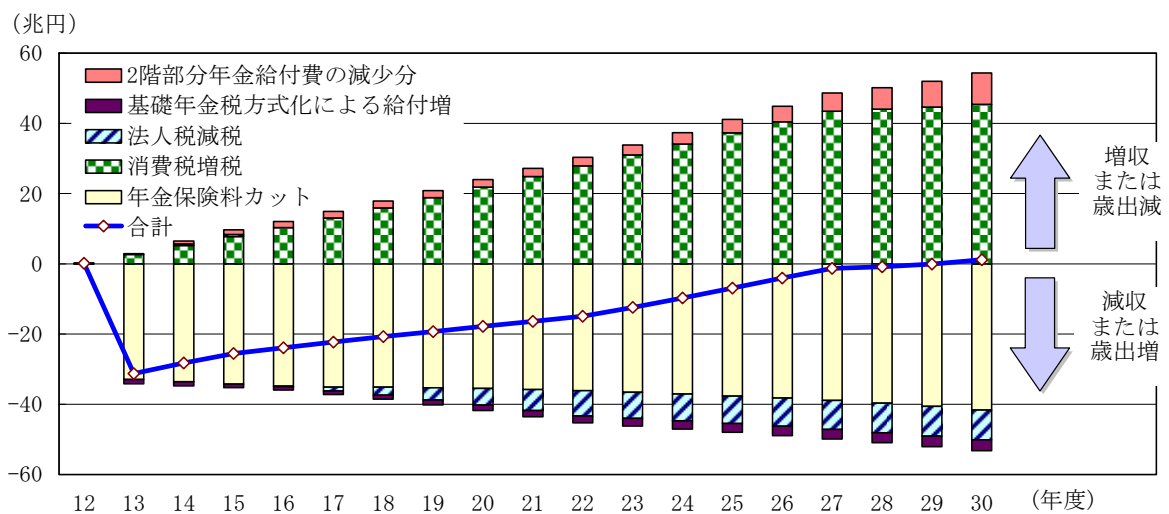
¹ 前回の試算は、作業を始めた時期の関係で、2011年初めに利用可能であったモデルや情報を基にしている。このため、予測には東日本大震災や最新の当センター中期経済予測（12年3月公表）は織り込んでいない。大きな方向性や、基準シナリオと改革ケースの差に着目する限り、試算はなお有効である。今回、追加した試算（後述）も、比較のため同じモデルや予測値を土台にした。基準シナリオでは、消費税率は5%で据え置きとしている。

図1 (続き) 即時保険料廃止 (A案) の経済効果



経済が上向く半面、財政は悪化する。悪化要因は3つある。国・地方に社会保障を含めた政府全体（一般政府）でみると、最も大きいのは年金保険料の廃止で、改革当初の13年度に33兆円、30年度で42兆円の減収要因となる（図2）。次いで、法人税引き下げにより、実効税率が10%下がる22年度に7兆円（30年度では8.5兆円）の税収が減少する。さらに本案では、基礎年金給付の満額を6.6万円から7万円に引き上げることを想定しており、これが13年度に1.3兆円（30年度で3兆円）の歳出を増やす要因となる。消費税の段階的引き上げで減収分を補うものの、改革当初は減税（負担減）が先行し、財政は大きく悪化する。

図2 即時保険料廃止 (A案) による財政（一般政府）への影響

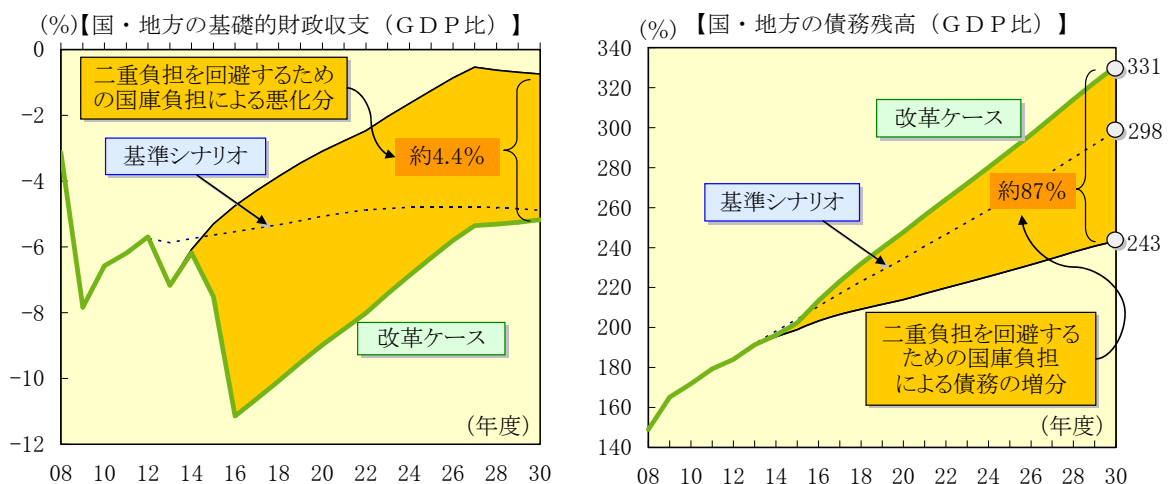


(注) 日本経済研究センターがマクロモデルを用いて試算。注1に同じ。
基準シナリオと改革ケースの各項目の差を表す。
政府からみた増収・歳出減要因はプラスに、減収・歳出増要因はマイナスに表記。

しかし、消費税の増収は30年度には45兆円規模となり、2階部分民営化で年金給付費も徐々に減少していくため（過去に納めた保険料に見合う給付は継続するが、新規分が少なくなっていく）、財政全体の増収・減収要因は30年度にはほぼ53兆円でバランスする（同上）。

政府が財政運営の指針とする「国・地方」の財政収支は、政府全体の収支と似た変化を示すが、以下の点で注意を要する。民営化の移行時には、いわゆる二重の負担（高齢者向け給付の財源を負担しながら、現役世代は自分の将来にも備えて積み立てる）が生じる。これが特定の世代の負担とならないよう、本案では、国が国債（恒久債または超長期債）を発行し社会保障に移転することを想定している²。同国債発行は二重の負担を今の現役世代に負わせるのではなく、国債の償還・利払いを長期で行うことで、負担を今後の多世代に分散することを意味する。過去期間にかかる給付を継続するため、その原資としてまず年金積立金を取り崩して充てるが、それが底を突いた後は³、国債発行に切り替える。国・地方の基礎的財政収支が15、16年度から急速に悪化しているのはそのためである（図3）。政府の債務残高も30年度には基準シナリオをGDP比で30%あまり上回る。ただし、二重の負担を回避するための国債発行分を除くと、同収支は30年度にGDP比4.4%改善、政府債務残高（GDP比）も同回避分を除くと87%低い水準にとどまる。

図3 即時保険料廃止（A案）による財政への影響



2. 年金改革の選択肢——国は年金にどう関わるべきか

こうした財政悪化を避ける方法はいくつかある。有力な案は年金保険料の廃止を「即時」ではなく「段階的」に行うことだろう（以下、段階的保険料廃止案＝B案）。現行制度では、

² 国から社会保障への移転が生じる場合は、政府全体（一般政府）と「国・地方」の財政収支が異なる動きを示す場合がある。

³ 予備費として20兆円を残すことを想定している。

厚生年金の年金保険料率は、2017年に18.3%まで上昇することになっている。これを、逆に毎年1%ずつ引き下げる。即時に保険料を廃止するのと異なり、現役世代は二重の負担を負うことになるが、保険料は段階的に縮小、最後は完全に廃止される。保険料を即時に0%にする場合に比べ、現役世代が二重の負担を一部引き受ける分、公債発行額は少なくなる。

2階部分は現行制度のまま残し、1階部分の財源を税に切り替えるだけにとどめることも選択肢だ。一般に、「税方式」と呼ばれる年金改革案である（以下、税方式のみ実施案＝C案）。税方式でも、年金保険料はある程度削減でき、経済の活性化を図ることができる。また、この場合には必要な財源が相対的に少なく済むため、実現可能性も高い⁴。

表1 各改革案の概要

		A案 即時・保険料廃止	B案 段階的・保険料廃止	C案 税方式のみ実施
保険料負担	1階 基礎年金	すぐにゼロ		
	2階	すぐにゼロ	過去 期間分	10年間でゼロに
新規分	すぐにゼロ		継続	
給付	1階 基礎年金	税財源を元に給付		
	2階	過去 期間分	厚生年金で給付	厚生年金で給付
	新規分	公的年金からの給付はなし (各家計が任意で加入する私的年金を受給)		現状どおり 厚生年金で給付
二重の負担		将来の多世代にわたり 分散して負担	移行期の現役層と 将来世代が負担	—

注) ここでの「厚生年金」は共済など被用者年金を幅広く指す
「過去期間分」とは過去(改革前)に納めた保険料に見合う給付
同給付の財源は、当初積立金を取り崩し(予備費として20兆円を残す)、その後は政府が恒久債または超長期債を発行して厚生年金に移転

各改革案の概要は表1の通りである。最も抜本的な改革案は、1階・2階部分の保険料を即時に廃止するA案である。それに対し、C案では1階部分相当の保険料が廃止されるのみで、2階については現行制度を維持する。折衷案がB案だ。B案では1階部分の想定はA・Cと共通だが、2階部分を段階的に縮小する。新規の保険料払い込みやそれに見合う給付は停止するが、過去期間分の給付は継続する。同給付の財源の一部を賄うため、現役層の保険料負担を10年間継続する。その負担に見合う給付がないという意味で、現役層は移行期の「二重の負担」の一部を負うことになる。しかし、それだけではすべての財源は賄えず、公債発行(恒久債または超長期債)で補うため、将来世代も負担する形になる。

⁴ ここに挙げた方法のほか、財政の悪化を避ける方法として、基礎年金の受給に所得制限を設ける(民主党案)、報酬比例部分の企業負担を継続し過去年金債務の返済に充てる(経済同友会案)という案もある。

政権与党である民主党は、こうした税方式導入や民営化とは異なる方向に改革を導こうとしている。同党が掲げるのは所得比例年金の整備である。今年2月17日に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」⁵では、年金改革案として、①職種を問わずすべての人が同じ制度に加入する所得比例年金(社会保険方式)を創設、②収入制限のある最低保障年金を創設、を改めて提示した。しかし、最低保障年金を伴う所得比例年金には、実行可能性の点から問題がある(BOX1参照)。

BOX1 所得の捕捉と所得比例年金

スウェーデンの年金制度に範を得た所得比例年金には、実現可能性の点で大きな問題がある。例えば、所得比例年金には、正確、かつ納得性の高い所得の捕捉が前提条件である。所得を捕捉できない場合、申告所得を低くすることで保険料負担を低く抑えることができるため、公平性の観点から大きな問題が生じることになる。特に、民主党案のように低年金者に対して最低保障年金が支給される場合には問題は大きい。十分な所得があっても、無所得で申告すれば、保険料負担なしで月額7万円を受給できる。クロヨン、トーゴーサンと呼ばれるわが国の所得捕捉状況では、国民から大きな不満が生まれるのは確実だ。そもそも、自営業者の加入する国民年金が定額保険料になっているのも、所得の捕捉が難しいため、所得に保険料率を掛け合わせて負担額を決定する方法が採れなかったことに起因している。こうした経緯を考えると、全国民の所得を調査した上で保険料負担を決定する所得比例方式には解決の難しい問題があると予想される。

所得比例年金の国であるスウェーデンでは、納税者は皆インターネット上で自分の納税額を閲覧でき、携帯電話から確定申告も可能だ。透明性の高い徴税システムが所得比例年金を支えている。逆に、日本と同じように自営業者の所得捕捉に問題を抱える韓国では、自営業者と会社員に同じ医療保険料率を課すという「単一の保険料賦課体系」は実現が危ぶまれており、裁判所から違憲判決も出ている⁶。現在民主党が掲げる所得比例年金も、実施する段階では、このような問題を抱えることが必至であり、制度移行は難航が予想される。

当センターの提案と比較すると、民主党の年金改革案には、年金の運営にどこまで政府が関与するかという点で違いがある。同党案では、すべての国民が所得比例年金に強制加入することになっており、現役時代に一定以上の所得があった者は、政府の運営する年金に加入しなければならない。一方、当センターが提案したA案では、2階の報酬比例部分を民営化するとしており、政府の関与は限定的だ。

⁵ <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2012/240217kettei.pdf>

⁶ 平成18年度医療保障総合政策調査・研究基金事業「韓国の医療保険制度についての追跡調査」より、80ページからの記述を参照。「イ・キュシク教授によれば、00年6月27日の憲法裁判所の判決において、財政を統合する上では賦課体系を1つにすること、地域と職場の不公平を解決することという2つの条件をつけて医療保険統合を合憲としたが、これらのいずれの条件も満たしていない現行の運営方法は違憲であるため、保健福祉部としては単一の保険料賦課体系の開発を継続課題とせざるを得ないと指摘している」とある。

年金の最も重要な機能は、現役期に稼いだ所得を一部将来に移転することで、消費水準が生涯にわたり安定するよう調整することにある（消費の平準化）。現役時代の所得水準にかかわらず、所得変動のリスクを年金によってヘッジ（回避）すれば、厚生水準は高まる。そのため、年金に対する需要は常に、どのような所得階層の個人にも存在している。

しかし、消費の平準化をどこまで政府が担うべきかには、議論の余地がある。民主党案のように、すべての国民の消費平準化に国が多大な責任を持つ制度も一案ではあるが、国の関与を最小限に抑える制度も可能だ。現行の公的年金制度のように、持続可能性についての不安が広く共有されている状態では、「公私の線引き」はなおさら重要になろう。特に、厚生年金の保険料は 18.3% で将来固定されることになるが、積立金が枯渇した段階では必ず追加的な制度改革（給付抑制もしくは保険料の引き上げ）が必要になり、混乱は避けられない。

また、1 階部分の税方式化は、年金保険料負担の削減に直結するという意味で、経済成長に対し友好的だ（BOX2 参照）。2 階部分の民営化も加えれば、巨額の給与税減税が可能である。経済同友会や日本労働組合総連合会（連合）、様々な学識者からも税方式化は支持されているが、1 つの理由は減税としての側面が強い改革案だからだろう。政治的にも、2008 年 12 月に超党派の議員が提示した年金改革案では、基礎年金の全額税方式化と 2 階部分の積立方式を提言している⁷。

BOX2 社会保険料の帰着

事業主負担の削減が経済活動に与える影響を考えるとときには、名目上の負担主と実質的な負担主を分ける視点が必要になる（社会保険料の帰着）。その点について、経済学では、社会保険料の事業主負担は実質的にほぼ 100% を労働者が負担しているという点でコンセンサスが得られている。わが国で行われた実証研究でも、概ね、事業主負担は実質的に労働者が負担しているという結論を得ている（Komamura and Yamada 2004、岩本・濱秋 2006）。この考え方からすると、税方式化で年金保険料の事業主負担が削減されても賃金の上昇で相殺され、企業の人件費負担は減少しないことになる。そのため、税方式化や民営化などの保険料軽減策が企業活動に与える影響は軽微であることが予想される。

しかし、いくつかの実証研究は、最終的な負担主が労働者であっても、賃金への転嫁は時間がかかるため、事業主負担の多寡は企業活動に実質的な効果を与えている。賃金の硬直性によって、賃金調整は緩慢であるために、事業主負担の変更は、最終的な均衡にいたるまでの間、経済活動に多くの影響を与えうる。例えば、Hamermesh（1980）では、資本を明示的に組み込んだ 2 生産要素のモデルで考察した結果、事業主負担ははじめ資本によって負担され、賃金への転嫁は徐々に行われるため、新しい均衡への移行には数年かかると示唆した。Poterba et al.（1986）では、一般均衡の枠組みを用いて、直接税（所得税）から間接

⁷ 「いまこそ、年金制度の抜本改革を ―超党派による年金制度改革に関する提言―」2008 年 12 月 25 日。野田 毅、岡田克也、枝野幸男、河野太郎、古川元久、大串博志、亀井善太郎の連名で提言。

税（消費税）への振り替えが経済に与える影響を VAR (Vector Auto Regression) で計測した。その結果、賃金は即座に調整されず、数年単位で税率変更の影響が続くと指摘している。

以上のように、賃金調整が緩慢だという観察結果に基づけば、事業主負担を軽減する政策は即座に賃金の上昇に吸収されることはないと考えられる。また、そうした場合には、収益の増加を通して企業活動は活発化するだろう。

<参考文献>

- 岩本康志・濱秋純哉（2006）「社会保険料の帰着分析 —経済学的考察—」『季刊・社会保障研究』42(3), pp. 204-218.
- Komamura, Kohei and Atsuhiko Yamada, (2004) “Who Bears the Burden of Social Insurance? Evidence from Japanese Health and Long-Term Care Insurance Data, ” *Japanese and International Economics*, 18, pp.565-581.
- Hamermesh, Daniel(1980) “Factor Market Dynamics and The Incidence of Taxes and Subsidies, ” *Quarterly Journal of Economics*, 95(4), pp.751-764.
- Potereba, James., Rotemberg, Julio and Lawrence, Summers, (1986) “A Tax-Based Test for Nominal Rigidities, ” *American Economic Review*, 76(4), pp.659-675.

3. 段階的改革の具体案（B案）

こうした認識を踏まえて、本稿では基礎年金の税方式化と保険料の段階的削減を組み合わせる案（段階的保険料廃止＝B案）と、税方式化のみにとどめる案（C案）についても具体案を示し、経済効果を試算する。

B案は以下の手順で進めるものと想定する。まず基礎年金の満額を月額6.6万円から7万円に引き上げた上で基礎年金を全額税方式（2013年度給付見込み約24.0兆円⁸）にする⁹。その後徐々に保険料（2階部分相当）負担を軽減する。保険料がゼロになるまでの期間、現役世代は現在の高齢者のための年金保険料と、将来の自分のための保険料を両方支払うという意味での「二重の負担」を抱えることになるが、政府の財政負担は大幅に軽減される。

この年金改革と同時に、経済活性化と財政健全化の観点から、A案と同様、次の改革を同時に実行する。改革開始は13年度と想定した。

- ① 法人実効税率を22年度に向け10%引き下げ、約26%に
- ② 消費税率を段階的に引き上げ27年度に向け20%に

消費税率を13年度から27年度まで毎年1%ずつ引き上げる。消費税率は現行の5%から20%になる（図4）。これは即時保険料廃止案（A案）と同じ引き上げ幅である。

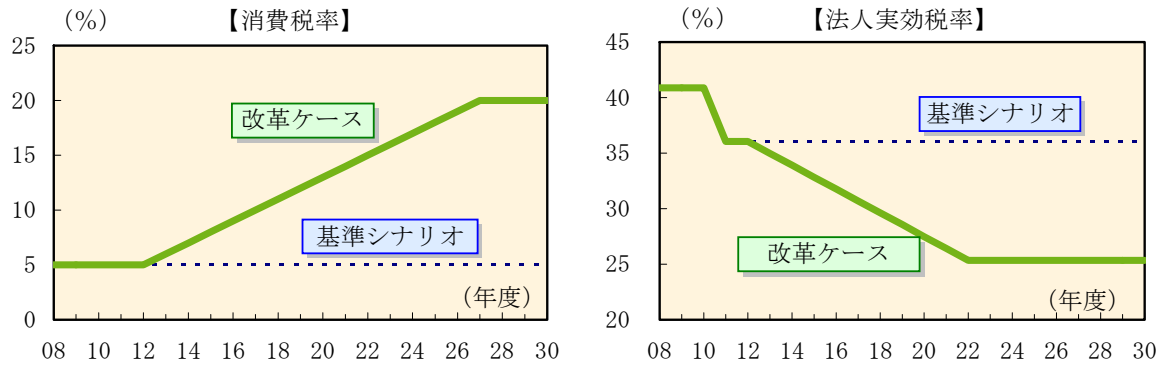
法人税率（国税）を13年度から21年度まで毎年1%ずつ引き下げる。法人実効税率は11

⁸ 実績（08年度19.2兆円、09年度20.5兆円）をもとに人口等の要因を反映した基礎年金給付費を、基礎年金の満額が6.6万円から7万円に増額することを加味（7/6.6倍）して算出した。

⁹ 1階部分の税方式化についての本前提はA、B、C各案を通じて同様である。

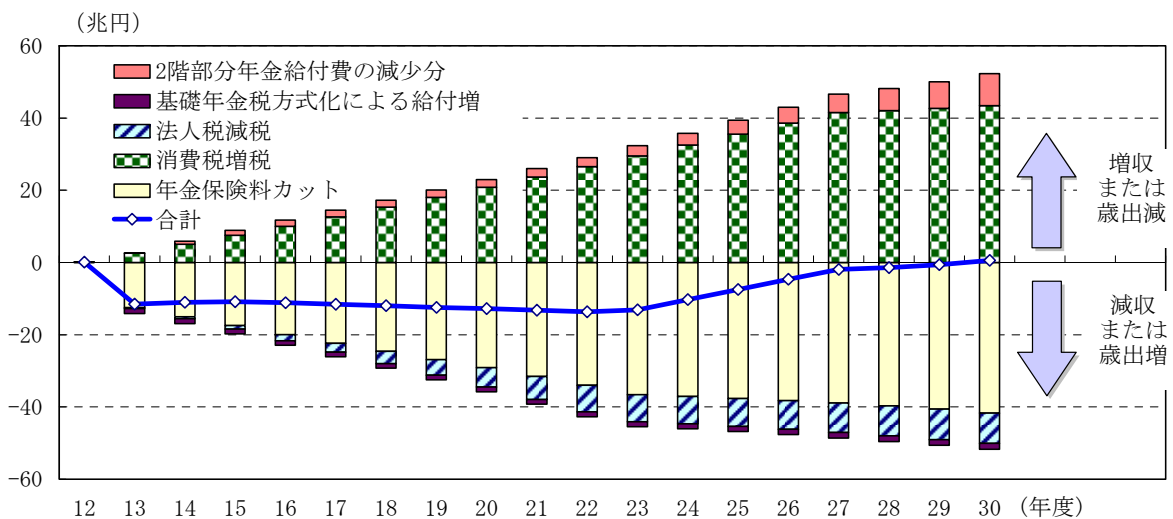
年度税制改正で実現を見込んだ約 36%¹⁰ から約 26%になる（法人税率約 9%に相当）。これによって日本の主な投資先になりつつあるアジア諸国とほぼ同水準になる（10 年の法人実効税率は中国 25%、NIES4 約 20%、ASEAN4 約 27%）¹¹。これも A 案を踏襲している。

図 4 消費税率・法人税率の想定



B 案を実施した場合の財政収支（一般政府）の変化を確認したのが図 5 である。13 年度に約 12 兆円の年金保険料がカットされ、その後 10 年ほどかけてゼロとなる。この過程で、消費税率を毎年 1%ずつ引き上げることから、減収項目と増収項目が 30 年度に 50 兆円程度で均衡する。2 階部分の年金給付は、過去期間分については続くものの、改革後分がなくなっていく。この減少分を同図では増収効果として描いている。

図 5 改革による財政収支（一般政府）の変動（B 案）



(注) 日本経済研究センターがマクロモデルを用いて試算。注 1 に同じ。
 基準シナリオと改革ケースの各項目の差を表す。
 政府からみた増収・歳出減要因はプラスに、減収・歳出増要因はマイナスに表記。

¹⁰ 実際には、税制改正法案が成立しなかったため、法人実効税率はまだ約 40%のままである。本基準シナリオでは近い将来、同税率がひとまず 36%に下がることを想定していると理解されたい。

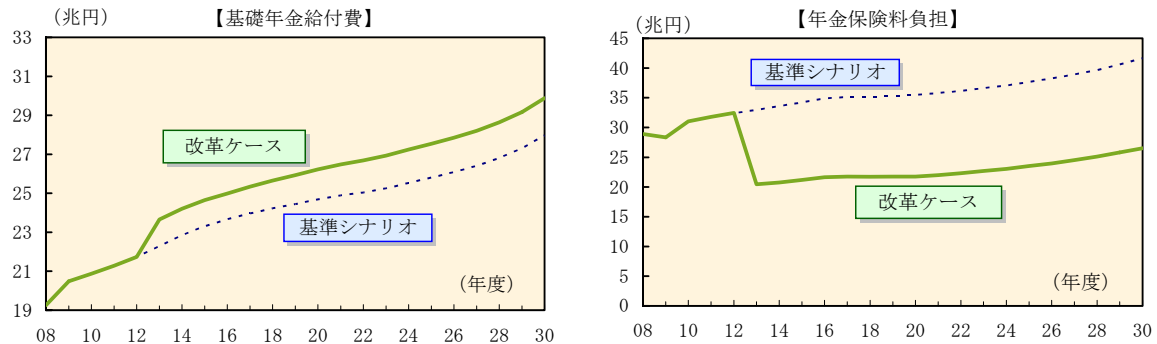
¹¹ 詳細については、日本経済研究センター・中期予測の論点⑧「海外投資比率、なお上昇の見通し－国内回帰には一層の法人減税が必要－」（2011 年 2 月 17 日）参照。

4. 税方式のみ実施案（C案）の試算前提

改革を税方式化にとどめた場合はどうか。この場合には、必要な消費税の引き上げ幅が少なく済むため、年金改革以外の政策を行う余地が広がる。

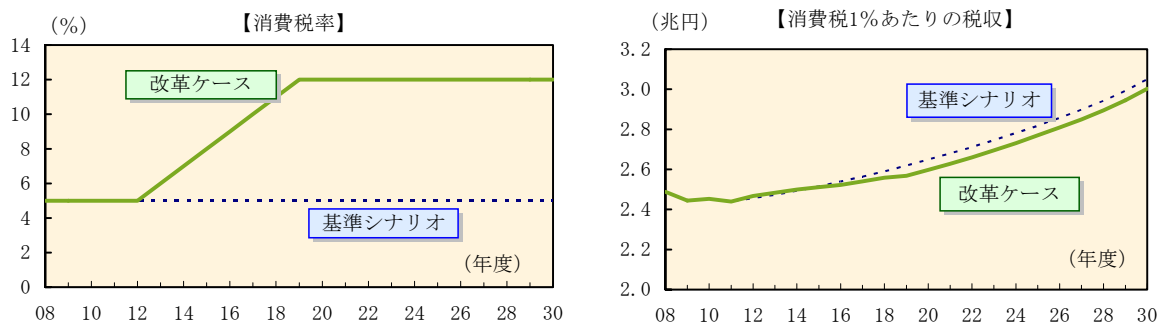
B案と同様に、基礎年金は13年度より満額を月額6.6万円から7万円に引き上げた上で全額税方式にする。これによって、現在50%である基礎年金の国庫負担割合は100%になるが、年金保険料負担は12兆円（13年度）カットされる¹²（図6）。

図6 年金改革の想定



消費税率を13年度から19年度まで毎年1%ずつ、計7%引き上げ、12%とする（図7）。A案、B案では消費税率を15%引き上げたが、C案では2分の1の引き上げ幅で済む。改革ケースと基準シナリオのどちらでも、税率1%当たりの税収は変わらない。

図7 消費税率の想定



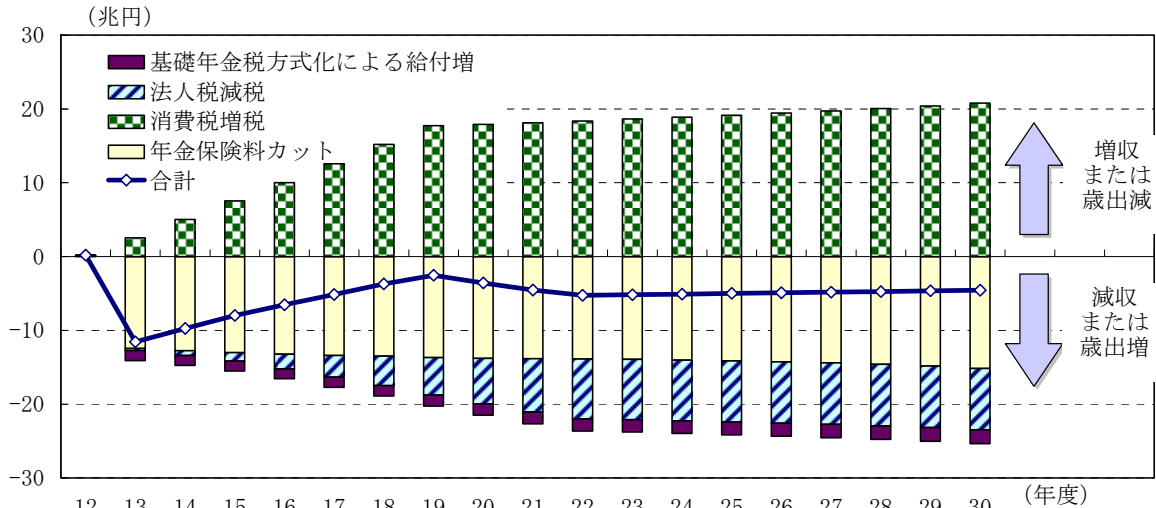
財政収支（一般政府）の変化を確認すると（図8）、消費税増税によって、同税収は基準シナリオを20兆円程度（30年度）上回る。一方、税方式化によって、年金保険料収入は13兆円（30年度）減少する。20年度以降、法人税減税による減収で収支がやや悪化するが、30年度時点の収支は▲4兆円であり、名目GDPの1%以内に収まっている¹³。以上より、

¹² 「社会保障国民会議」提出資料によると、基礎年金拠出金のうちの保険料負担分について、国民年金分は2兆円、厚生年金分は6兆円、共済年金は0兆円で合計は10兆円（端数処理の関係で内訳と合計が一致しない）としている（09年度）。ただし、本稿で用いたマクロモデルでは国民年金と厚生年金を区別していない。

¹³ 経済が活性化するため、本図に取り上げた歳入のほか、例えば所得税や年金保険料（2階部分）などが増収となる。このため、後掲の国・地方の基礎的財政収支では、基準シナリオと同水準に戻っている。

消費税の7%引き上げによって、年金の税方式化と法人税減税を達成することは十分に可能であると判断できる。

図8 改革による財政収支（一般政府）の変動（C案）



(注) 日本経済研究センターがマクロモデルを用いて試算。注1に同じ。
基準シナリオと改革ケースの各項目の差を表す。
政府からみた増収・歳出減要因はプラスに、減収・歳出増要因はマイナスに表記。

5. B案・C案ともGDP押し上げ——マクロ経済への影響

以上のB案・C案の想定をマクロモデルに織り込み、試算した結果が図9と図10である。

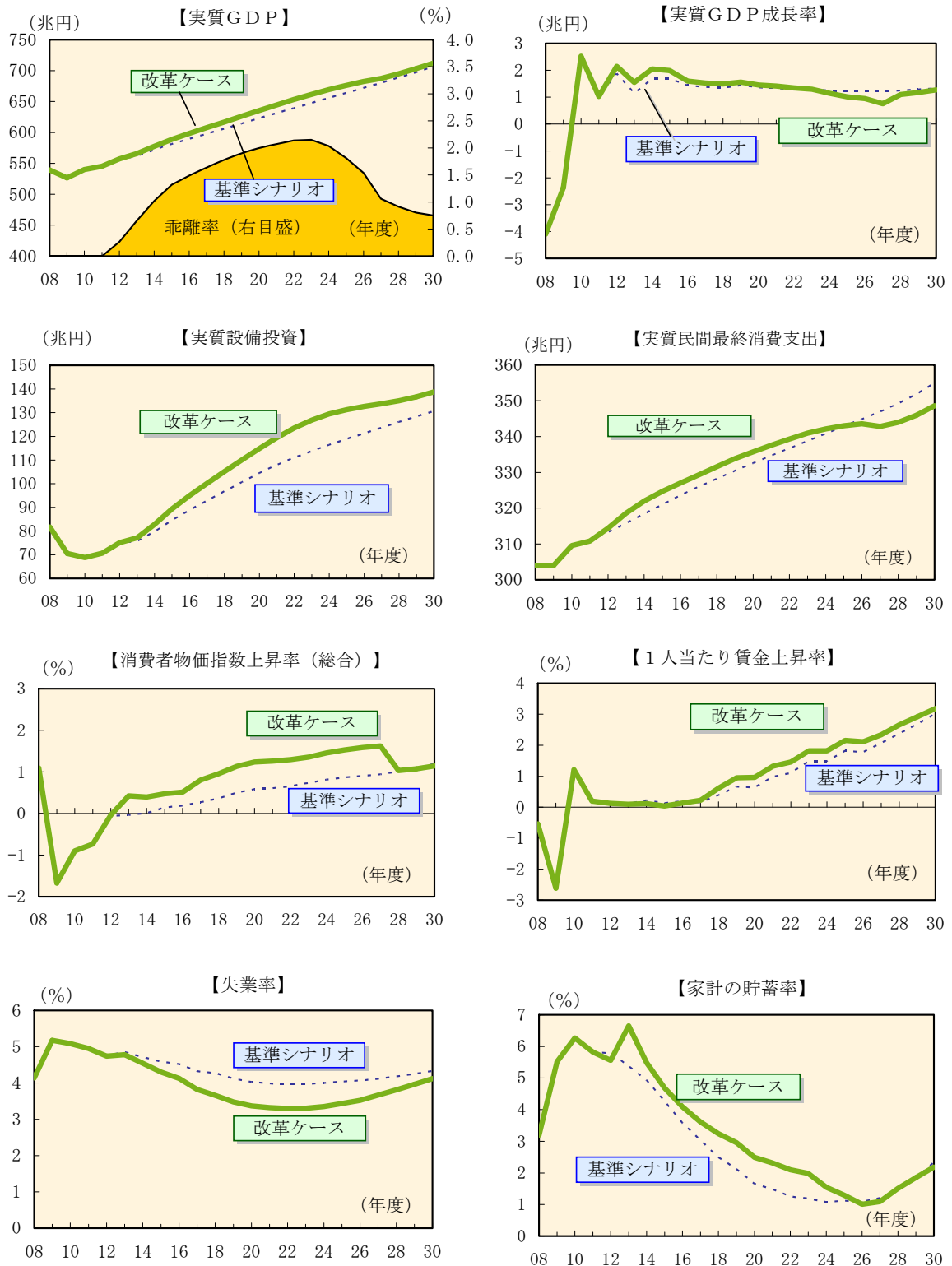
税方式化に加えて年金保険料を段階的に減らすB案では、年金保険料を即時に廃止するA案では最大3.6%であった実質GDPへの押し上げ効果は、保険料軽減効果が緩やかに生じるため、同2.2%にとどまる。しかし、年金保険料の軽減や法人税減税など、企業負担を引き下げる効果が現れ、設備投資が盛り上がる。押し上げ効果は30年度まで持続する。波及効果は消費にも及び、民需を中心に持続的な拡大効果が見込める¹⁴。

税方式化（C案）の場合、実質GDP押し上げ効果は最大で1.3%程度となる。民間最終消費は、年金保険料の減少による可処分所得の増大が消費税の引き上げで相殺されることから、30年時点の水準はほぼ同じにとどまるが、設備投資はB案と同様活発になる。

税方式は企業優遇との声が聞かれるが、試算の結果をみると家計部門も活発になっている点が注目される。1人当たり賃金の上昇率も上がり、家計に対して恩恵が大きい。失業率も4%を切るまで低下する。貯蓄率も中期的に上昇することから、資本蓄積が進み長期の潜在成長率も押し上げられるだろう。

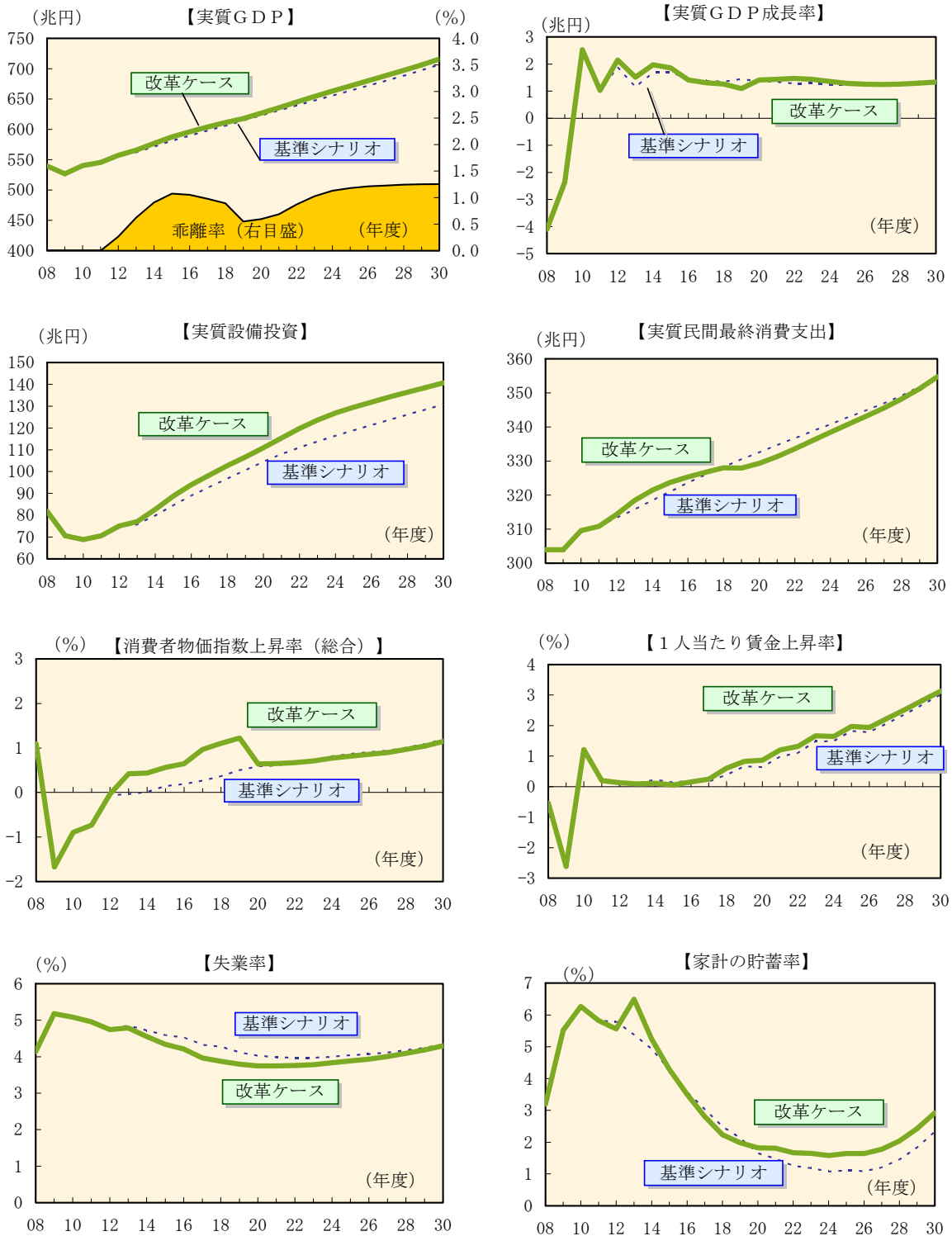
¹⁴ 注1で述べたように、本試算は2011年初め時点で利用できたモデルと情報を基にしており、その後生じた事象（東日本大震災など）は織り込んでいない。

図9 マクロ経済への効果（B案、マクロモデルによる試算）



(注) 本モデル試算は、前回提言で用いた2011年初めに利用可能であったモデルや情報を基にしている。このため、予測には東日本大震災や最新の当センター中期経済予測（12年3月公表）は織り込んでいない。大きな方向性や、基準シナリオと改革ケースの差に着目する限り、試算はなお有効である。基準シナリオでは、消費税率は5%で据え置きとしている。

図10 マクロ経済への影響（C案、マクロモデルによる試算）



(注) 本モデル試算は、前回提言で用いた2011年初めに利用可能であったモデルや情報を基にしている。このため、予測には東日本大震災や最新の当センター中期経済予測（12年3月公表）は織り込んでいない。大きな方向性や、基準シナリオと改革ケースの差に着目する限り、試算はなお有効である。基準シナリオでは、消費税率は5%で据え置きとしている。

6. 財政への負担、小幅に——C案では債務比率改善も

財政への影響を見ると、B案では2030年の基礎的財政収支が基準シナリオとほぼ同水準に戻る（図11）。保険料の廃止を消費税の大幅引き上げで補うためだ。18～19年に同収支が悪化するのは、積立金が枯渇し公債発行額が大きくなるためである。しかし、その後は消費税の増税とともに改善する。政府債務残高は基準シナリオよりやや拡大するが、A案より30年時点でGDP比16%改善する。

C案では（図12）、基礎的財政収支は税方式化によって保険料収入が減少し改革当初に悪化するが、その後消費税増税とともに改善する。18年度には基準ケースと同じ水準に回帰し、その後も安定的に推移する。収支悪化が小幅にとどまることと、景気押し上げによるGDPの拡大に伴い、公的債務残高のGDP比率は基準ケースより改善する。財政悪化懸念は少ないだろう。

図11 財政への効果（B案）

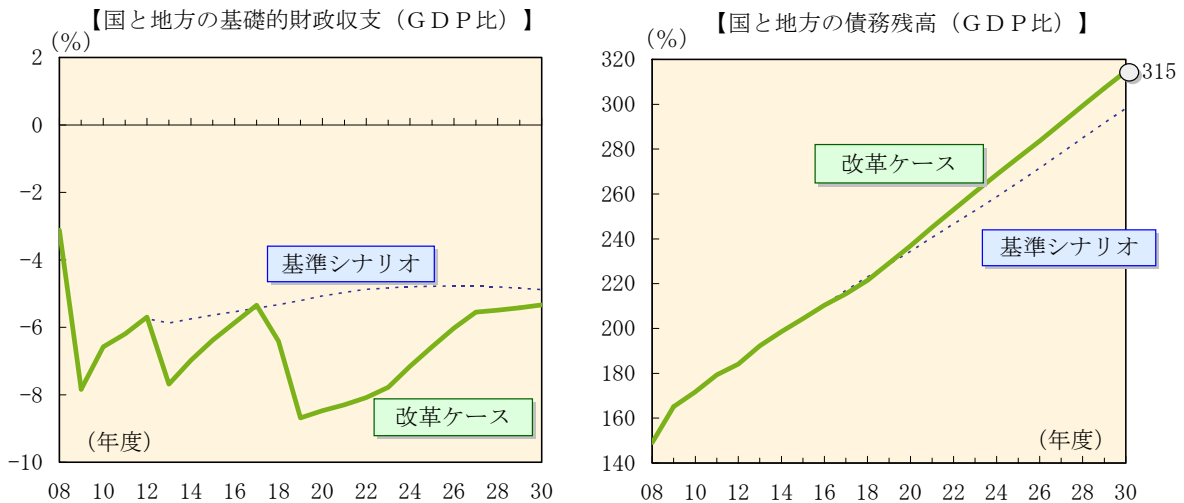
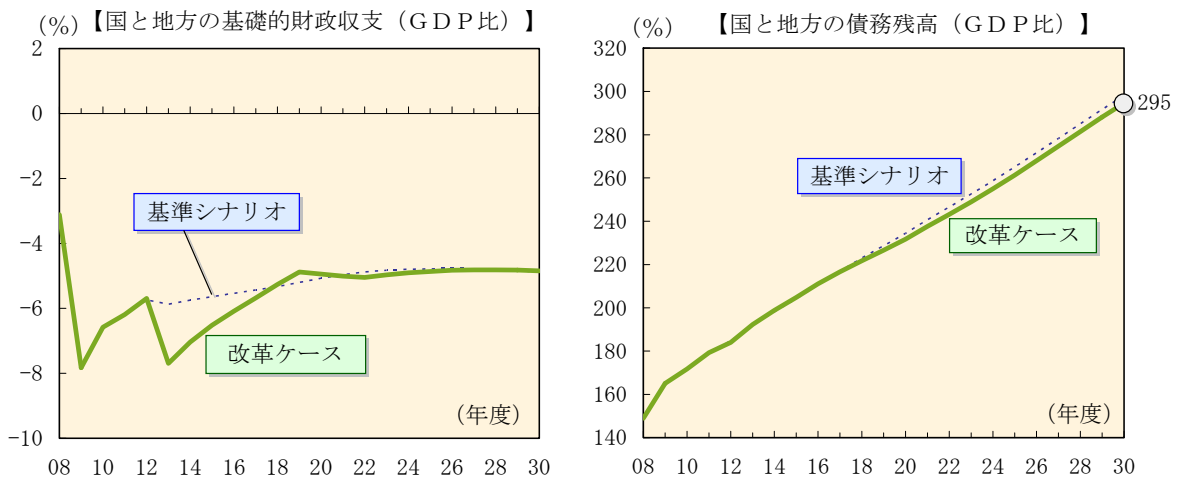


図12 財政への効果（C案）



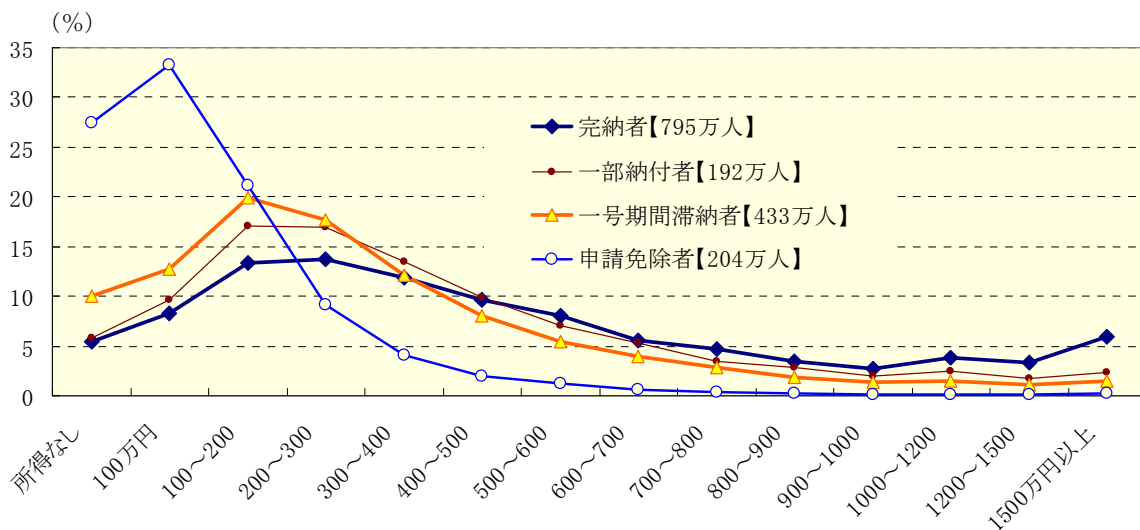
（注）図11・12とも日本経済研究センターがマクロモデルを用いて試算。注1に同じ

7. 税方式の給付、拠出履歴を条件に

当センターでは、提案したすべての改革案について、一貫して1階部分の税方式化を主張してきた。しかし、税方式化には移行期間に特有の難しい問題がある。例えば保険料の拠出履歴の問題だ。これまで保険料を支払った者と支払わなかった者に対して、月額7万円を同じように支払うのか。保険料の拠出履歴を無視して年金を給付すれば、これまで保険料を支払った者は大きな不公平感を感じるだろう。

この点について、当センターでは、税方式後に給付を受けるのは、あくまで保険料の拠出履歴が現行制度の基準を満たしていた者にとどめることを提案したい。現に、未納者（1号期間滞納者）の所得分布は完納者や一部納付者とそれほど変わらない一方、申請免除者では圧倒的に低所得者が多い（図12）。こうしたデータをみると、所得の低い者でも支払う意欲のあるものは大方申請免除手続きをしており、未納者にはなっていないと考えられる。つまり、保険料を支払う意思がありながら低所得により保険料を支払えない者については、現行制度の枠内でも救済措置は取られており、追加的な受給資格の拡大には慎重であるべきだろう。

図12 納付状況別世帯所得の分布



(注) 一号期間滞納者とは過去2年間の第1号被保険者期間についてまったく保険料を納めなかった者(保険料の納付を要しない者を除く)をいう。
(資料) 厚生労働省『平成20年度国民年金被保険者実態調査』

ただし、新制度移行後に1号被保険者となる者に関しては、保険料の納付もなく、直接的には全く費用を支払うことなしに退職月に月額7万円を受給することになる。この点については工夫が必要である。あくまで保険料を継続し、未納者には支払わないという制度設計を継続することも一案である。純粋な税方式では、受給者の権利性が希薄になるため、将来にわたって強い給付抑制圧力が生まれやすいという弊害も予想される。この点の防止を含めて、1号被保険者には現役時代に何らかの保険料を負担してもらうことも考えるべきだ。この保険料を多く収めるほど将来の受給額も多くなるように設計すれば、国民年金は性格上、現在の国民年金基金のような確定拠出年金に近くなるだろう。

BOX3 「事前積立」は増税先行型

現行の年金制度は少数派となる若年層が多数派の高齢者層を支える構造であるため、世代間格差がつきまとう。これを是正する1つの有力な案として、事前積立方式を推す論者が多い。同方式の仕組みを数値例で示すと以下ようになる。

ある世代Gが現役期に高齢者へ移転する額が1人当たり50万円、次世代Hが150万円だとして。賦課方式の下では、高齢化の進展とともに後の世代ほど負担が重くなる。

事前積立方式では、すべての世代に100万円（両世代の負担の平均）負担してもらうことを提案する。G世代では50万円が余る計算になるが、これを積み立てて運用し、G世代が退職するときに取り崩す。これにより、H世代は賦課方式では150万円保険料を払うはずだったところが、G世代が自前で積み立てたおかげで、負担は100万円で済む。

同方式は、いわば増税先行型の改革であるのが特徴だ。数値例では、G世代の保険料が改革と同時に2倍に上昇する。この方式では改革当初に保険料が跳ね上がり、経済への下押し圧力は強くなることが予想される。

これに対し、本改革案は減税先行型である。保険料は改革と同時に大きく軽減され、経済を活性化させる。世代間格差の解消については、当センターが提案している改革案の中にヒントがある。例えば、A案のように公債を発行し、特定の世代の負担を将来世代にわたって均等化することも可能だ。また、現役世代が負担する保険料を、高齢者も負担する消費税に振り替えるだけでも、世代間格差は軽減されるだろう。「公正」は社会制度にとって極めて重要だが、成長なくしては「公正」のための改革であっても頓挫する可能性が高い。その点には留意する必要があるだろう。

8. 「成長促進」の視点が不可欠

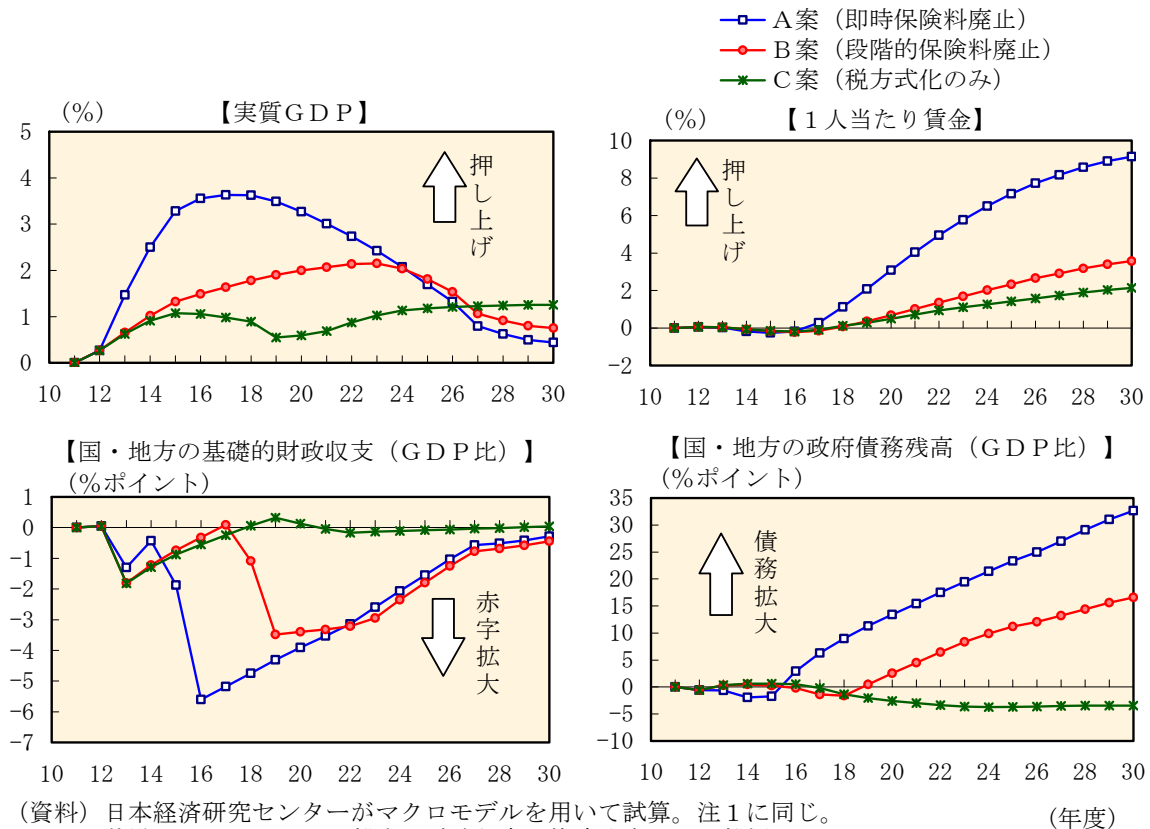
本稿では、昨年5月に当センターが提示した年金民営化を中心とした社会保障・税の一体改革案とあわせて、より漸進的な改革の選択肢を提示し、その経済効果を検討した。

経済への浮揚効果という点で最も大きいのは、年金保険料を「即時」に廃止するA案である。実質GDPは最大3.6%拡大する。しかし、段階的に保険料を廃止するB案についても、GDPは2.2%程度押し上げられる。税方式に代表される年金保険料の軽減は企業優遇との声が聞かれるが、試算の結果はそれが誤解であることを示している。失業率は低下、賃金は上昇し、民需主導の経済成長を支援する。3案とも法人税の引き下げを織り込んでいるが、経済活性化に寄与しているのは、年金保険料引き下げの方が大きい。当センターの提案する年金改革の恩恵は、企業だけでなく家計も十分に享受する。

成長に配慮しない改革は、財政を一層悪化させ、その結果不十分な結果に終わる可能性もある。安定的な社会保障制度の運営には、経済成長が欠かせない。現行の年金保険料は、雇用を抑制し、家計の可処分所得を引き下げ、企業利潤を圧迫することで経済の活性化を阻ん

でいる側面がある。また、2004 年年金改革では保険料を毎年 0.354% 引き上げることが決ま
 っており、景気とは無関係に負担は増えていく。積立金の枯渇を懸念する識者も多く、年金
 制度の抜本改革が政治的重要課題となっているにもかかわらず、負担が毎年増えることだけ
 は既に決まっている。視点を変えて、保険料を引き下げてはどうか。本稿の試算は、年金保
 険料を引き下げ消費税に振り返れば、財政中立を保ちながら経済成長が見込めることを示し
 ている。将来世代に残すべき遺産は、決してマイナスであってはならない。

図 13 3 案の経済効果（基準シナリオとのかい離）



(本稿の問い合わせは、研究本部・猿山純夫 03-6256-7740 まで)

日経センターの一連の政策提言は
<http://www.jcer.or.jp/policy/index.html> で

※本稿の無断転載を禁じます。詳細は総務本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター
 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日本経済新聞社東京本社ビル11階
 TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924